

「9」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度	・ ・	法人名			
特別控除額及び	(1)は第2号の場合 第1号又合	特別控除額 (8)	9	円	
控除額及び	1) 基本	経済金融活性化特別地区の区域内において常時使用する従業員の数	10	人	
		常時使用する従業員の総数	11		
及び	2) 賃金の	従業員割合 $\frac{10}{11}$	12		
		特別控除額 (5)又は別表十(一)付表「18」 $\times \frac{40}{100} \times (12)$	13	円	
の	差	加算調整額	14		
		引特別控除額 (9)-(14)又は((13)-(14)) (マイナスの場合は0)	15		
計算	差	引益金算入額 (14)-(9)又は((14)-(13)) (マイナスの場合は0)	16		

別表十一) 令六・四・一以後終了事業年度分

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第60条第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00544」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額